

『医療費のお知らせ』の送付について

令和8年1月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りしますので、受診状況等のご確認をお願いいたします。

【対象期間】令和6年11月診療分～令和7年10月診療分（※1）

【対象者】12月23日時点では在籍している被保険者及び被扶養者（※2）

【送付先】①被保険者及び被扶養者：お勤め先の事業所
②任意継続被保険者：ご自宅

（※1） 診療費の請求が健康保険組合に届くのが、診療月から早くて2か月後になります。

このため、発行時期の関係上、10月診療分までの記載となります。



（※2） 資格喪失されている方には一括発行はしておりません。

発行を希望される方は、個別で発行いたしますので、

発行願の提出をお願いします。



発行願はこちらより

ダウンロードしてください

国の方針である医療DXを推進するため、また各事業所ご担当者様の事務負担軽減を鑑み、紙による医療費通知の一括発行は、令和9年度をもちまして終了とさせていただく予定です。
便利なマイナポータルを、是非ご活用ください。

問い合わせ先

でんきテクノロジー健康保険組合 給付課 03-3861-1853

1年間分まとめて必要な方は、是非こちらの方法で！

「医療費のお知らせ（受診状況等）の確認に

マイナポータルをご活用ください

マイナポータルにより、いち早く医療費通知情報を確認することができます。

また、確定申告（医療費控除）もマイナポータルから行うと、1年分（1月～12月分）※をまとめて申告することができますので、便利な電子申請をぜひご利用ください。

何がどう違うの？？



[マイナポータルと医療費のお知らせ（紙）との比較]

	マイナポータル	医療費のお知らせ（紙）
手続	スマートフォン等からマイナポータルへログインするだけ	対象者へ発行（事業所経由で交付）
発行時期	24時間365日いつでもダウンロード可能	毎年1月下旬
対象期間等	<ul style="list-style-type: none">データをいち早く取得・確認できる診療月から2か月後の11日頃に確認可※（12月診療分は、2月11日頃確認可能）自分で自由に選択できる	一律 11月～10月診療分 例）R8年1月発行分・・・ R6年11月～R7年10月診療分 (11月・12月診療分は、領収書で対応)

【取得方法】

マイナポータルTOP 「他のわたしの情報」にて
健康・医療 ⇒ 医療費通知情報 ⇒ 「表示対象日」を入力
⇒ 「表示する」を選択 ⇒ 情報を取得・閲覧・ダウンロード



マイナポータルはこちら

【確定申告について】

マイナポータルを活用した場合のメリット（電子申請）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・ 医療費の領収書等の収集や集計が不要 | ・ 確定申告書の該当項目へ自動入力 |
| ・ 作成した確定申告書をe-Taxで送信 | ・ 書類の管理・保管が不要 |



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



リーフレット
「確定申告はマイナポータル連携で自動入力」
はこちら

医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください

